

Tobu通信

豊かにつながる理科学習

鳥取市立稲葉山小学校



稲葉山小学校は、昨年度から「小学校理科教育パワーアップ事業」の指定を受け、「言葉を通して豊かにつながる理科学習」をテーマに授業改善に取り組んでいます。理科の授業を通して、子どもたちも教員もつながり合い、学び合い、高め合う姿が見られるようになってきています。

【校内での具体的な取組】

- ☆ 授業の各段階における「めざす児童の姿」の明確化
→ ねらいを子どもと共有しながらの授業実践
- ☆ 問題解決型の単元構成
→ 「問題と結論、予想と考察、検証方法と結果」のつながりを意識した観察・実験
- ☆ 授業スタイルの定着
→ 学習の流れの明示・ノートのモデル提示・ふりかえりの徹底等



6年生の授業の様子



【取組の成果（子ども）】

- ◇理科を肯定的にとらえるようになったことで、意欲的な姿勢が見られるようになった。
- ◇くり返し話し合ったり、協力して実験・観察を進めたりすることで安心感や満足感が生まれた。

研修会の様子



【取組の成果（教員）】

- ◇理科の授業についてみんなで学び直しをすることで、同僚性が高まった。
- ◇子どもたちのいきいきと学ぶ姿を見て、理科の授業づくりを楽しく感じられるようになった。

取組2年目となる今年度は、「協力して問題を解決していく授業づくりの工夫」「学習課題を児童が見出すための単元構成の工夫」に力を入れています。また、同一中学校区の学校や同じ事業に取り組む学校とつながる計画もあります。豊かにつながる理科学習は、稲葉山小学校の学びの土台をしっかりと固めることになり、今後、他教科等においても深い学びの実現に向かっていくことが期待されます。

道徳教育は教育の根幹

局長 森本 直子

今、道徳の「特別の教科」化を前にして、道徳教育の重要性がいっそう増えています。人格の完成の基盤となるものが道徳性であり、道徳性を計画的・発展的に養うのが道徳教育です。

学校には、校門をくぐっただけで感じ取れる校風があります。学校教育目標を意識して、日々職務に励まれる先生方の心や姿、学校全体の雰囲気から漂ってくる薫り高い風です。この校風の中で、あらゆる教育活動を通して、子どもたちの道徳性は育っていきます。『はきものがそろとう心もそろう』『時を守り、場を清め、礼を尽くす』『自分も相手も大切に』といった言葉が、各学校で掲示してあるのも目にします。日本人が大事にしてきたことや人として大切なことを伝えていく環境づくりがなされていることを、心強く思います。

また、「道徳の授業を大事にすると、学級が変わる」「目の前の子どもたちの心に響くのはどのような授業なのか」と、道徳を研究や研修の中心に置いて取り組む学校が増えてきました。教師と子どもがともにしっかりと考える授業で子どもを育てよう、道徳の時間を大切にしよう、という授業改善の機運が高まっていると感じています。指導力をさらに向上させていきたいものです。

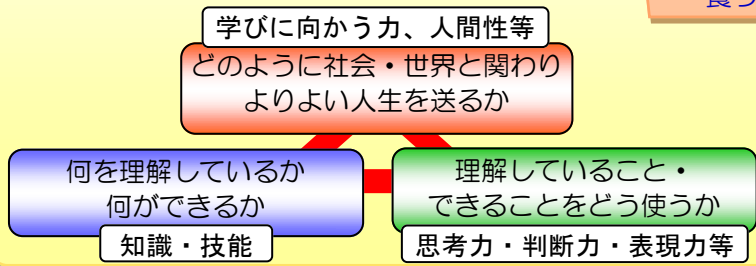
道徳教育はすべての教育の根幹です。「特別の教科 道徳」を充実させることで、子どもたちと学校を夢と希望のあるものにしていきましょう。

次期学習指導要領ここに注目

次期学習指導要領が平成29年3月に公示されました。小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から、新たな学習指導要領に基づき全面実施となります。

そこで、授業づくりを行う上で確実におさえておくべき各教科等の目標の表記の仕方に注目してみました。

道徳科を除く全ての教科等において、右の(例)に示すように、「**見方・考え方を働かせ**」や「**資質・能力を次のとおり育成する**」(中学校の社会と特別活動は、多少表現が異なる)という表現になっています。「資質・能力」については、(1)から(3)として示しており、これは、それぞれ(1)知識及び技能、(2)思考力、判断力、表現力等、(3)学びに向かう力、人間性等にあたるものであり、以下の「資質・能力の3つの柱」と対応しています。



(例) 小学校理科の目標

自然に親しみ、理科の**見方・考え方を働かせ**、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な**資質・能力を次のとおり育成する**ことを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。
- (3) 自然を愛する心情や主体的に問題を解決する態度を養う。

「見方・考え方」とは

- 資質・能力の3つの柱を培うための鍵
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現のためのよりどころ
- 学びの過程を通じて、更に豊かで確かになっていくもの

目の前の子どもたちの確かな学びのためには、学習指導要領に示された目標を我々教員がしっかりと捉えた上で、授業づくりを行うことが重要です。

次期学習指導要領を見据えた取組を計画的に進めていきましょう。



学事コーナー

～ 信頼できる教職員が働く 信頼できる職場にする ～

昨年度、鳥取県内の小中学校において教職員の懲戒処分はありませんでした。各学校で組織をあげてコンプライアンスの向上に取り組んでいただいている成果です。今後も県民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にし、信頼できる教職員が働く信頼できる職場にすることをめざしてください。

ところで、平成23年度以降の過去5年間で発生している教職員の懲戒処分は、わいせつ行為等の事案が最多でした。わいせつ行為やセクハラは、個人の尊厳を不当に傷つけるものであり、決して許されることではありません。わいせつ行為やセクハラにつながる言動等の危険性がないか、左下のチェック項目(例)をもとに各学校で確認してください。

【チェック項目(例)】

	項目
1	児童生徒を指導する際、安易に身体に触れる(含:スキンシップとして児童を膝の上に乗せてなでる等)ことはない。
2	指導の際は複数で行う等、児童生徒と密閉空間で2人きりにならないよう注意している。
3	児童生徒と私的にメール、携帯電話、SNS等でやりとりをしていない。
4	児童生徒を私的に車で送迎していない。
5	児童生徒と2人きりで学校外で会っていない。
6	軽い気持ちで性的な話題を持ち出すことはない。
7	児童生徒の求めであっても、わいせつ行為等が許容される理由には絶対ならないことを理解している。
8	児童生徒との親密な関係やセクハラ等が疑われる教職員がいる場合、躊躇なく管理職等に報告・相談することができる。

【参考】

鳥取県の「懲戒処分等の指針」より

3 職務遂行関係

(7) 児童生徒へのわいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント

職務の遂行に関し、児童・生徒に対しわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメントを行った教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

4 公務外非行関係

(4) わいせつ行為等

ア わいせつな行為(青少年(18歳未満の者をいう。)に対するみだらな行為を含む。)をした教職員は、免職、停職又は減給とする。

イ ストーカー行為(同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること)をした教職員は、停職又は減給とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、教職員以外の者に対しわいせつな言辞等性的な言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。